

議案第 73 号

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐藤 尚美

市川市条例第 号

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 46 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市川市立二俣幼稚園の項を削り、同表市川市立信篤幼稚園の項中「160 名」を「140 名」に改め、同表市川市立大洲幼稚園の項中「240 名」を「210 名」に改め、同表市川市立南行徳幼稚園の項中「330 名」を「280 名」に改め、同表市川市立百合台幼稚園の項中「240 名」を「210 名」に改め、同表市川市立新浜幼稚園の項中「160 名」を「140 名」に改め、同表市川市立塩焼幼稚園の項中「240 名」を「210 名」に改める。

第 9 条中「市立大洲幼稚園及び市立南行徳幼稚園」を「市川市立大洲幼稚園、市川市立南行徳幼稚園及び市川市立百合台幼稚園」に改める。

附則第 2 項及び第 3 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

休園としていた二俣幼稚園を廃止するとともに、幼稚園の定員を減員するほか、百合台幼稚園に知的障害特別支援学級を置く必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。